

愛知県化学物質適正管理指針の概要

【指針1】

目的

条例第67条第1項の規定に基づき定める。
事業者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置に資する。

【指針2】

管理の方法

化学物質の適正な管理を図るために必要な方法、措置及び条例68条第1項に規定される特定化学物質の取扱量を算出する方法を定める。

本指針に基づき管理する化学物質は、取り扱う化学物質の性状、取扱量等から、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて、事業者が自主的に決めるものとする。

- 1 年間の取扱量、排出量及び移動量の把握
- 2 取り扱う化学物質の種類、爆発性、毒性等の技術情報の収集
- 3 取扱施設の保守管理、排出抑制措置、代替物質への転換の検討
- 4 管理組織の整備

【指針3】

事故の予防及び事故発生時の措置

化学物質に起因する事故災害に対する予防対策及び事故発生時の措置定める。

- 1 事故予防対策
 - (1) 取扱い化学物質の危険性の周知
 - (2) 連絡体制の整備

(3) 事故対応マニュアルの作成

(4) 訓練の実施

2 事故発生時の措置

(1) 被災状況の確認及び人命の救助

(2) 事故発生時の応急措置及び通報

(3) 周辺住民への連絡

(4) 流出防止措置

【指針4】

化学物質の管理及び排出状況に関する県民への情報提供

化学物質の管理方法及び排出の状況について、県民の理解を増すために必要に応じて、組織の整備、情報の提供を行う。

1 組織の整備

2 情報の提供

【指針5】

ISO14001による環境管理システムとの関係

本指針2から4までに定める措置をISO14001による環境管理システムなどで実施している場合は、その措置を本指針に基づく措置とすることができる。

【指針6】

特定化学物質等管理書の作成

特定事業者が作成する特定化学物質等管理書は、本指針に定められた事項を参考に次の1から5について作成するものとする。

- 1 管理方針及び管理計画
- 2 化学物質の名称
- 3 取扱施設における管理方法
- 4 管理組織
- 5 事故の予防及び事故発生時の措置